文

主本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条 1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違い をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明ら かに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。 平成16年9月14日

最高裁判所第三小法廷 裁判長裁判官 金谷利廣

裁判官 濱田邦夫

上田豊三 裁判官

藤田宙靖 裁判官